

## 株式会社グロツ・ベッケルト ジャパン

(〒541-0046 日本国大阪府大阪市中央区平野町4丁目6番16号)

## 事業者顧客向け取引規約

- (1) 以下の一般的な規約は、事業者である顧客（商業活動又は自営の商業活動のために商品、業務又は役務提供を発注又は取得する顧客）にのみ適用されます。以下の利用規約は消費者には適用されません。
- (2) 以下の一般的な規約は、商品の供給、特に設置、修理、保守などの業務サービス、および有料コンサルティングなどの他のサービスに適用されます。

<b>A. 一般規約</b> .....	1
§ 1 適用範囲.....	1
§ 2 契約の締結.....	1
§ 3 供給と履行の範囲、履行の期限.....	1
§ 4 価格、費用.....	2
§ 5 支払条件.....	2
§ 6 所有権の留保.....	2
§ 7 顧客の協力義務.....	3
§ 8 欠陥に対する責任と一般的責任.....	3
§ 9 工業所有権、工具、模型、金型.....	4
§ 10 その他の規定、義務履行地、裁判管轄、準拠法、情報処理、分離条項.....	4
<b>B. 商品の供給に関する特別規定</b> .....	4
§ 1 適用範囲.....	4
§ 2 役務提供の範囲.....	4
§ 3 ソフトウェアの供給に関する補足規定.....	4
§ 4 ソフトウェアの供給に関する補足保証条項.....	5
<b>C. 役務提供についての特別条件：設置、修理、保守サービス、仕様変更、ソフトウェア開発</b> .....	5
§ 1 適用範囲.....	5
§ 2 契約の対象.....	5
§ 3 プロジェクトマネージャーの任命.....	5
§ 4 業務遂行途中の変更/管理についての変更要請.....	5
§ 5 受納.....	6
§ 6 ソフトウェアの開発に関する補足規定.....	6
§ 7 ソフトウェアの供給に関する補足保証条項.....	6

## A. 一般規約

## § 1 適用範囲

- (1) これらの一般規約は、当社のすべての事業分野に適用されます。以下の一般規約は、商品の供給、特に設置、修理、保守などの業務サービス、および有償コンサルティングなどの他の役務に適用されます。

- (2) 当社と顧客との関係は、これらの一般規約によってのみ規律されます。また、明示的に合意または引用されていない場合でも、契約交渉の開始や契約の開始など、顧客とのすべてのビジネス上の連絡だけでなく、将来のすべての取引に適用されます。顧客からの一般的な指示または購入条件の適用は受け付けることはできません。

- (3) 仮に、具体的事案において、契約当事者となることを意図していない個人または企業との間で契約関係が成立した場合、これらの一般規約が当該第三当事者との契約関係に含まれるときに限り、同一般規約における責任の制限も当該第三当事者に適用されます。これは、契約関係が成立したときに当該第三当事者がこれらの一般条件を認識していたか、すでに知っていた場合も当てはまります。

- (4) 顧客による当社の役務および履行の受領は、これら一般規約が有効であることの確認とみなされます。

## § 2 契約の締結

- (1) 合意に至らない限り、当社の申込みは確認及び拘束力を生じさせません。
- (2) 当社は、注文確認書の形で書面により発注の事実が確認されるまで、または当社が発注への対応を開始するまで、発注による拘束を受けません。

## § 3 供給と履行の範囲、履行の期限

- (1) 当社の書面による申し出または注文確認は、当社の供給または履行の範囲に関して確定的となります。追加の契約および修正には、書面による確認が必要です。発注または注文確認が顧客から提供された情報（データ、図、イラスト、図面、システム要件など）に基づいている場合、この情報が正しい場合に限り、発注は拘束力を持ちます。契約の締結後に、顧客の仕様に従って注文を実行できないことが明らかになった場合、当社の提案した代替解決方法と実際に発生する可能性のある追加費用を顧客が受け入れる準備ができていないときは、当社は契約を解除することができます。

- (2) 当社によるすべての供給および役務提供について、当社は合理的な範囲で一部履行を行うことができます。当社には、契約上の義務を果たすために下請業者・再委託業者を利用する権利があります。

- (3) 顧客がその義務を果たせないことに気付いた場合、当社は、代金の前払いまたは担保提供を受けることができる場合に限り商品および役務を提供することができます。すでに締結された個々の契約を解除する当社の権利は、顧客が前払いを行わなかった場合、または合理的な延長期間内に担保を提供しなかった場合には影響を受けません。

- (4) 納期と履行期間は個別に合意され、注文確認書に記載されています。そうでない場合、納期は注文確認日から約 4 週間です。商品が期間の終わりまでに発送された場合、または商品が発送の準備ができていないという通知が与えられた場合、引渡期限は順守されたとみなされます。納期の開始と納期の順守は、顧客がそれに必要な協力を適時かつ適切な方法で提供し、提供されるすべての文書を利用可能にし、合意された前払いを行うことを前提としています。

- (5) 不可抗力または当社が制御できないその他の例外的な状況が発生した場合、当社は債務不履行状態に陥りません。この場合、すでに債務不履行状態になっている場合でも、当社は契約を解除する権利があります。

特に、当社が責任を負わないサプライヤーによる不正確または遅れた引渡しが原因で当社から顧客への引渡しが遅れた場合、当社は債務不履行状態に陥りません。一時的な性質の障害が発生した場合、引渡しまたは履行の期限が延長されるか、引渡しまたは履行の期日が当該障害の期間後妥当な再始動期間まで延期されます。

- (6) 当社が先履行を行うべき契約上の義務がある場合、契約の締結後、当社の報酬が顧客の支払無能力により危険にさらされる可能性があることが明らかになったときは、当社は先履行を拒否することができます。これは、顧客の財政状況が悪いために、当社への支払いにリスクがある場合、または支払いに対する他の障害（輸出または輸入の禁止、戦争、サプライヤーの支払不能、または病気による必要な従業員の不在。）が脅かされている場合にも同様です。

#### § 4 価格、費用

- (1) 商品の供給価格は正味価格であり、書面で別段の合意がない限り、引渡し条件は常に当社の指定場所における運送人渡しです。当社は最速かつ最安価な選択肢を選ぶ責任を負うことなく、輸送手段、輸送ルート、及び必要に応じて輸送保険を決定することにより輸送を引き受けます。顧客は、輸送人への引き渡し場所として合意され又は当社の指定した場所において顧客が手配した輸送人に商品が引き渡された時点から、輸送および保険の費用とリスクを負担します。価格は、発注若しくは注文確認書から、又は価格が発注若しくは注文確認に記載されていない場合は、現在有効な当社の価格表により決まります。
- (2) 役務提供の場合、価格は合意された履行の場所での役務提供の履行状況を参照して決まります。請求書が発行されると、付加価値税はそれぞれの法定税率で追加されます。
- (3) 注文の確認時から役務提供の実施までの間に 4 か月を超える履行期間が合意されている場合、当社は、相当の範囲で、その間に価格の上昇により発生した費用の増加を顧客に転嫁する権利を有します。4 か月未満の履行期間が合意された場合も同じことが適用されますが、当社の履行は、お客様が責任を負う理由により、注文の確認後 4 か月以降にのみ当社によって提供されます。
- (4) 当社が実施する仕事または役務の場合、報酬は、事前に提出された見積もりが存在する場合でも、定額報酬とすることの合意がない限り、常に実際に費やされた時間に応じた時間料金に基づきます。時間記録の単位と現在の時間料金は、オファーまたは注文確認から取得できます。時間料金がオファーまたは注文確認に記載されていない場合は、現在有効な価格リストから取得できます。
- (5) 別段の合意がない限り、費用と旅費は個別に請求されます。旅行と宿泊費用の顧客による払い戻しは、旅行が行われる前に当事者間で書面で別段の合意がない限り、領収書をコピーで提示し、これらの領収書に含まれる仮払消費税額を控除します。現在の旅費および経費率は、発注または注文確認書に記載されています。そこに料金が記載されていない場合、現在有効な料金は最新の価格表に記載されています。

#### § 5 支払条件

- (1) 別途契約上の合意がない限り、商品の供給に関する請求は、請求書の日付から 30 日以内に控除なしでお支払いいただけます。仕事とサービスに関連する請求金額は、請求書の日付から 15 日以内に控除なしでお支払いいただけます。一部の引渡しで商品または役務を提供する場合、当社は各部分の引渡しに対応する報酬部分を要求する権利があります。
- (2) 顧客は、明示的な同意なしに控除する権利を有しません。
- (3) 顧客の登録事業所がドイツ国外にあり、顧客との契約上の合意が

前払いに対する配達を提供しない場合、当社は、特別な合意がなくても、国際商業会議所（ICC）の現在適用されている荷為替信用状取引規則及び慣例（UCP 500）に従って欧州連合で認可された銀行または貯蓄銀行からの総履行価格の国際信用状の提供に基づき、履行を行う権利を有します。当社がそのような信用状の提供を要求しない場合、および契約上別段の合意がない限り、当社の請求は引渡しの受領時または当社の役務の完全な履行時に期限が到来します。一部の引渡しで供給または役務を提供する場合、いずれの場合でも、当社は、各部分の引渡しに対応する報酬部分を要求する権利があり、必要に応じて、各部分の引渡しに対して文書による信用状を要求する権利があります。

- (4) 請求書の受領後 16 日目または 31 日目から顧客が支払いの不履行に陥った場合、遅延、特に基本金利を 9 パーセント上回った金利による損害を補償する必要があります。
- (5) 為替手形または引受手形による支払いは、明示的な合意によってのみ許可され、それでも決済用口座でのみ有効です。結果として追加費用が発生した場合、これらは顧客が負担します。
- (6) 支払いは顧客のみが行うものとします。第三者による支払いは認められておらず、顧客の義務を履行する効果はありません。
- (7) 原則現金での支払いは当社では受け付けておりません。
- (8) 当社が分割払いに同意した場合、次の条件が適用されます：  
顧客が2週間以上延滞している場合、全体または一部のいずれかで、未払い残高全体が即時支払いの対象となります。
- (9) 明白なまたは法的に確定した請求のみが、当社の報酬請求に対して相殺されます。留置権の行使にも同じことが当てはまります。
- (10) 顧客による当社に対する請求の割り当てには、事前の同意が必要であり、正当な理由がある場合にのみ拒否されます。

#### § 6 所有権の留保

- (1) 当社は、締結された契約および継続中の取引関係から生じる現在および将来のすべての請求（担保請求）が全額支払われるまで、供給された商品の所有権を留保します。
- (2) 所有権留保による保全の対象となった請求権の全額を支払う前に、所有権留保された商品を第三者に差し入れたり、担保として譲渡したりすることはできません。顧客は、当社が所有する商品が第三者によって添付されている場合、およびその範囲で、書面で直ちに通知する必要があります。
- (3) 顧客が契約違反をした場合、特に購入代金が支払われない場合、当社は書面通知により、当該通知到達後直ちに又は当該通知所定の期日に契約を解除する権利、および/または予約商品の返品を要求する権利を有します。商品の返品の要求には、同時に契約解除の意思表示が含まれていません。当社には、商品の返品のみを要求し、契約解除権を留保する権利があります。顧客が適正な購入価格を支払わない場合、当社は、以前に顧客に合理的な支払期限を設定できなかったとき、または法定条項に従ってそのような期限を設定する必要がないときのみ、上記の権利を主張することができます。
- (4) 顧客は、通常の業務の過程で予約商品を再販および/または処理する権利があります。この場合、以下の規定が追加で適用されます。
1. 所有権の留保は、商品の処理、混合、または組み合わせによって生じる製品の価値にまで及びます。この場合、当社は当該生じた製品の製造者と見なされます。日本国民法の規定にかかわらず、当社の

商品を第三者の商品と処理、混合、または組み合わせた場合、第三者の所有権が引き続き有効である場合、処理、混合、または組み合わせた商品の請求書記載の価値に比例して共同所有権を取得します。他のすべての点で、予約された商品に関して、結果の製品にも同じことが当てはまります。

2. 顧客は、前項に従って、商品または製品の再販に基づいて第三者に対し生ずるすべての請求権を、全持分又は前項に従った共有持分比率により、担保として当社に提供します。上記のセクション A§6 No. 2.に記載されている顧客の義務は、当社に担保提供された請求権についても適用されます。
  3. 当社に加えて、顧客は請求の回収を許可されたままです。顧客が当社に対する支払義務を履行し、支払の不履行がなく、支払不能手続の開始の申請が行われておらず、他に支払能力がない場合に限り、当社は顧客から担保提供された請求権を行使しないことを約束します。ただし、その場合当社は、担保提供請求とその債務者を顧客に通知し、収集に必要なすべての情報を提供し、関連文書を引き渡し、債務者（第三者）に担保提供の事実を通知するように顧客に要求できます。
  4. 有価証券の実現可能価額が当社の請求を 10% 以上上回る場合、お客様の要求に応じて、当社が選択した有価証券をリリースします。
- (5) 顧客は、所有権留保された商品を注意して取り扱わなければならない。当社の要求に応じて、顧客は、交換品の価格で、火災、水害、盗難に対して、自己負担で予約商品に十分な保険をかける必要があります。保守点検作業が必要になった場合、顧客は自己負担で適切な時期に実施する必要があります。
- (6) この所有権の留保の有効性がその登記登録に依存する場合、例えば顧客の国の公的な登録簿では、当社は顧客の費用でこの登録を行う権利を顧客から付与され、承認されます。顧客は、この登録に必要なすべての協力を無償で提供する義務があります。

## § 7 顧客の協力義務

- (1) 顧客は、当社および当社の従業員に対し、合理的かつ慣例の範囲で協力しなければなりません。顧客の会社の従業員がプロジェクト関連の業務や役務を提供する必要がある場合、当社の要求に応じて、PC と電話を備えた作業室とワークステーションの提供も含まれる場合があり、その費用は顧客が負担します。
- (2) 当社が役務を実行するために必要な資料、情報、およびデータは、顧客が準備する必要があります。データおよびデータキャリアには、技術的に欠陥がないようにする必要があります。顧客の施設で特別な法的または運用上の安全規制が適用される場合、顧客は役務を提供する前にこのことを当社に通知する必要があります。
- (3) 顧客の会社の安全要件と運用規則に関連する指示が必要でない限り、役務提供の履行の具体的な形態に関する顧客から従業員への指示は除外されます。私たちが提供する仕事や役務に関する個々の質問についての指示は、私たちが任務を委任された従業員ではなく、プロジェクトのために私たちが指名した担当者に与えられます。当社は、履行義務の範囲内で必要な措置を常に独立して決定します。
- (4) 協力の具体的なさらなる義務は、注文確認または発注の付属書から生じる場合があります。

## § 8 欠陥に対する責任と一般的責任

- (1) 当社の供給およびサービスの欠陥による請求の制限期間は、法定制限

期間の開始から 1 年間です。今年の満了後、顧客が購入価格の引き下げ、契約からの撤回、または補償の請求権を有しない限り、当社は顧客の追完請求を拒否する場合があります。この制限期間の短縮は、拒否された後続の履行に対する損害以外の損害賠償請求には適用されず、一般的に欠陥の不正隠蔽の場合の請求には適用されません。§445b BGB に基づく法的制限期間は、顧客への引渡し日から 1 年です。

- (2) 当社が提供する役務または商品の欠陥に起因する追完請求に対する顧客の主張は、次の規約の対象となります。:

1. 供給された商品に欠陥がある場合、当社は、欠陥を除去する（欠陥の修正）か、欠陥のないアイテムを供給する（交換引渡し）ことにより追加の履行を行うかを選択できます。これは、法規制の下で選択された追加の履行の種類を当社が拒否する権利を損なうものではありません。
2. 当社は、顧客による適正な購入価格の支払いに応じて、補足的な履行を行う権利を有します。ただし、顧客は、欠陥に関連して合理的な購入価格の一部を留保する権利があります。
3. 顧客は、特に検査目的のために苦情を申し立てられた商品を引き渡すために、当社に負っている追加の履行に必要な時間と機会を与えなければなりません。交換引渡しの場合、顧客は法定規定に従って欠陥品を当社に返品する必要があります。
4. 当社は、顧客の敷地内において欠陥の修正を実行する権利があります。
5. 欠陥が実際に存在する場合、当社は、検査および追加の履行、特に輸送、旅費、人件費および材料費に必要な費用を負担します。
6. 商品の供給の場合、以下も適用されます。

顧客がその種類と使用目的に従って欠陥商品を別の製品に設置したり取り付けたりした場合、当社は、追加の履行の枠組み内で、不良品の除去及び欠陥のない商品の設置又は取り付けに必要な費用を顧客に払い戻す義務があります。§442 Section 1 BGB は、顧客による欠陥品の取り付けまたは取り付けが、顧客の認識という点で契約の締結に置き換わることを条件に適用されます。

7. 顧客は、購入した商品が顧客の登録事務所または事業所以外の場所に運ばれた後に生じた欠陥については、運ばれたことによって追加で生じた修理または追加の履行の費用を負担します。
  8. 欠陥の修正に対する顧客の要求が不当であることが判明した場合、発生した費用を顧客に払い戻すように要求することができます。
- (3) 顧客がドイツ商法（Handelsgesetzbuch）上の事業である場合、商品の供給の場合にも以下が適用されます。:

欠陥に対する顧客のクレーム、特にその後の履行、契約からの撤回、価格の引き下げ、損害賠償のクレームは、顧客が欠陥を検査して報告する法的義務を遵守していることを前提としています (§§377, 381 HGB)。検査中またはそれ以降に欠陥が明らかになった場合、それらは直ちにテキスト形式で報告する必要があります（例：手紙、ファックス、電子メール、または <https://my.groz-beckert.com> のカスタマーポータル）。レポートは、欠陥の発見から 10 日以内に作成された場合、即時とみなされ、期限を遵守するのに十分なタイムリーなレポートの発送が行われます。欠陥を検査および報告することの義務に関係なく、顧客は、納品後 10 日以内に 明白な欠陥（不正確および短納期を含む）をテキスト形式（例：手紙、ファックス、電子メール、または <https://my.groz-beckert.com> のカスタマーポータル）で報告する必要があります。この場合、期限内にレポートをタイムリーに発送すれば十分です。顧客が欠陥の適切な検査や報告を怠った場合、報告されていない欠陥に対する当社の責任は除外されます。



これは、欠陥を不正に隠した場合には適用されません。

商人とは、商業登記簿に登録されているか、営利事業を営んでおり、営利的に設定された事業運営を必要とする事業者です。

**(4) 顧客は下記についてのみ当社に請求を行えます。:**

1. 当社の意図的もしくは著しい過失による債務不履行、または当社の法定代理人、役員もしくは任意代理人の意図的もしくは著しい過失による債務不履行に起因する損害。

契約の本質的債務（主要債務）でない義務および当社の引渡しまたは役務の欠陥に関連する主要または二次的義務。

2. 当社、当社の法定代理人、支配人、または任意代理人の、契約の本質的債務（主要債務）の意図的または過失による債務不履行に起因する損害。上記（4）の 1. 及び 2. における契約の本質的債務（主要債務）とは、その充足が契約の適正な遂行に不可欠であり、顧客が通常順守されるものと信頼する義務です。

3. さらに、当社の供給または役務の不足の場合の義務の過失または意図的な違反（その後の履行または二次的義務）による損害について責任を負います。

4. 保証（コミットメント）の範囲内にある損害、または当社が明示的に提供する品質または耐久性の保証。

**(5) 本質的な契約上の義務の単純な過失による違反の場合、責任の範囲は、契約の締結時に通常予想され、予見可能な損害に限定されます。**

**(6) 重大な契約上の義務の単純な過失があった場合の顧客による損害賠償請求は、法的制限期間が開始されてから 5 年後に消滅します。これから除外されるのは、生命、手足、または健康への傷害の場合です。**

**(7) 製造物責任法などの強制的な法的責任、および生命、手足、健康への傷害に起因する当社に対する損害賠償請求は、本条項の上記規定の影響を受けません。 § 8 および法定期間内に法律で許可される範囲内に存在します。**

**(8) 顧客またはサプライチェーン内の顧客に対して請求が主張された場合のセクション 445a、445b、および 478 BGB に基づく顧客の権利は、以下の規定に従って影響を受けません。:**

1. 顧客は、追加の履行のための費用が必要であり、ii§439 Section 4 8GB に従って顧客に関連する追加の履行を拒否できなかった、またはより安価な方法で追加の履行を行えたこと立証責任を負います。

2. §445a セクション 1 8GB からの請求は、顧客への配送から 2 年後の §445b セクション 1 8GB に従って法的に禁止されます。この期間は、438 8GB により長い期間が適用される場合にも適用されます。

3. §437 および 445a セクション 1 8GB で定義されているように、新しく製造された商品の欠陥に起因する、当社に対する顧客の請求の制限期間は、顧客が履行した日から最短で 2 か月で開始します。顧客の請求は、顧客とそのバイヤーとの関係でまだ時間制限がないことを条件とします。この有効期限の停止は、お客様に商品を配送した日から遅くとも 5 年で終了します。

**(9) 第三者が委託されたり、当事者間の契約関係の開始または決済に関与した場合、上記の保証および責任の制限はそのような第三者にも適用されます。**

**§ 9 工業所有権、工具、模型、金型**

**(1) 図面、モデル、サンプル、または顧客の仕様に従って製造する場合、顧客はこれにより第三者の工業所有権が侵害されないことを確認する必要が**

あります。発注の前に、顧客は注文した製品が第三者の財産権を侵害しているかどうかを確認する義務があります。この点で、顧客は、財産権の侵害について責任を負わない限り、第三者による請求に対して当社を補償しなければなりません。ii に属する工業所有権に関する第三者による製造または供給が顧客に禁止されている場合、法的状況を調査することなく、作業を停止し、発生した費用の払い戻しを要求する権利があります。

**(2) 引渡しまたは役務を提供する目的で工具、金型、模型または同様の商品を製造する場合、当社はそれらの所有権を留保します。これは、そのような製造に対して顧客に部分的な報酬を要求する場合にも適用されます。そのような品目について顧客に全額請求し、そのような品目の製造に対して顧客が全額を支払う場合、所有権は顧客に移転します。当社は、当社が顧客に上記の商品を提供する限り、当該商品について所有権を留保します。**

**§ 10 その他の規定、義務履行地、裁判管轄、準拠法、情報処理、分離条項**

**(1) 顧客が商人、法律に基づく法人もしくは特別基金である場合、または顧客がドイツ連邦共和国に一般的な管轄地を持たない場合、または管轄権を海外に移転する場合、契約関係から生じる当事者間のすべての紛争の義務履行地および専属裁判管轄地は、日本国大阪市です。この例外として、当社は顧客の一般的な管轄地で顧客に対して請求を主張する権利もあります。商人とは、商業登記簿に登録されているか、営利事業を営んでおり、営利的に設定された事業運営を必要とする事業者です。登録された事業所が海外にある場合、顧客は一般的な管轄地を海外に持ちます。**

**(2) これらの一般条件の条項または他の契約の枠組み内の条項が無効であるか、無効になった場合、他のすべての条項または契約の有効性は影響を受けません。**

**(3) 顧客との契約上およびその他の法的関係は、国際物品売買契約に関する国連条約を除き、日本の法律に準拠しています。**

**B. 商品の供給に関する特別な規定**

**§ 1 適用範囲**

商品の供給に関する顧客とのすべての契約には、セクション A の一般条件に加えて、商品の供給に関する次の特別な条件が適用されます。

**§ 2 役務提供の範囲**

**(1) 出荷される商品の輸送保険は、明示的な要求がある場合にのみ取り消されます。輸送保険は、その後、名前と顧客のアカウントで取得されます。**

**(2) 当社の義務は、所有物の譲渡および購入対象物の放棄を対象としています。購入対象のアセンブリ、インストール、または構成は、明示的に合意されていない限り、義務の一部ではありません。**

**§ 3 ソフトウェアの供給に関する補足規定**

**(1) 納入と供給範囲**

プログラム修正を含むソフトウェアは、標準のデータキャリア上で、または Web サイトからのダウンロードとしてオンラインでオブジェクトコードの形で提供されます。納入範囲には、アプリケーションのドキュメントも含まれます。顧客と当社の間で別段の合意がない限り、アプリケーションのドキュメントは、

当社の裁量により、操作マニュアルまたはデータキャリアのいずれかで提供できます。ソフトウェアのソースコードの転送は義務の一部ではありません。

## (2) ソフトウェアの使用権

1. ソフトウェアの使用権の付与には、ソフトウェアのそれぞれのライセンス条件が適用されます。
2. 当社と顧客との間で別段の合意がない限り、顧客は、提供されたソフトウェアの単純な使用権を、無期限に受け取ります。他の契約がない場合、使用権により購入者は単一の PC でソフトウェアを使用する権利（単一ユーザーライセンス）またはマシンまたはサーバーでソフトウェアを使用する権利が与えられます。ただし、ii ライセンスごとのソフトウェアへのアクセスは、同時に 1 人のユーザーまたは同意された数のユーザーにのみ許可されます。
3. 特に、契約上の使用に必要な範囲を超える複製に関する追加の権利は付与されません。エラーを修正する権利を除き、顧客はソフトウェアを変更する権利を有しません。顧客がエラーを修正する権利は、エラーの修正が以前に拒否されたか失敗した場合にのみ適用されます。顧客によるソフトウェアのバックアップコピーの作成、および通常のデータバックアップの範囲内での複製により、ソフトウェアの意図された動作が許可されるようにします。ドイツ著作権法の 69e の規則に従ってソフトウェアを逆コンパイルすることは許可されています。
4. 提供されたプログラムの修正については、顧客には元のプログラムバージョンの使用権が付与された使用権が付与されます。
5. ソフトウェアのラベリング、特に著作権表示、商標、シリアル番号などは、削除、変更、または認識不能にすることはできません。

## § 4 ソフトウェアの供給に関する補足保証条項

- (1) また、ダウンロード用の自動インストーラーでアップデートを提供し、発生する可能性のあるインストールの問題を解決するために顧客の電話サポートを提供することにより、欠陥を修復する義務を果たします。
- (2) 欠陥を修正する立場にない場合、または欠陥のない後続の配送を行う立場にない場合は、回避策を顧客に提供します。このような回避策は、ソフトウェアの機能またはプロセスの重大な障害につながらない限り、補足的なパフォーマンスと見なされます。回避策は、ソースコードに干渉することのないエラーまたは誤動作の一時的な解決策です。
- (3) 必要に応じて、手直しの際にユーザー文書も適合されます。

### C. 作業サービスの特別な条件: 設置、修理、保守サービス、仕様変更、 ソフトウェア開発

#### § 1 適用範囲

セクション A の一般条件に加えて、特に商品やその他のアイテムの設置、修理などの作業サービスの提供に関する顧客とのすべての契約には、作業サービスに関する次の特別な条件が適用されます。商品およびその他のアイテム、およびソフトウェアの開発またはカスタマイズ（すなわち、顧客の要件へのソフトウェアの適合）についてです。

#### § 2 契約の対象

契約の対象となるのは、合意された作業業務の提供です。

#### § 3 プロジェクトマネージャーの任命

- (1) 当社と顧客の両方に義務があります。個別に合意された場合、作業開始前にプロジェクトマネージャーを任命する必要があります。プロジェクトの実施に必要な措置は、プロジェクトマネージャー間で合意されます。作業の実施に対する責任は私たちにあります。各プロジェクトマネージャーは、契約締結後の合理的な期間内に、それぞれの契約書に署名する必要があります。
- (2) プロジェクトマネージャーは、プロジェクトに関連する合意された期間に、必要な決定を準備、作成、および記録するために定期的に会合を行います。

#### § 4 業務遂行途中の変更/管理についての変更要請

- (1) プロジェクトマネージャーは、相互の同意により変更することができます。この同意は記録され、両方のプロジェクトマネージャーによって署名されます。報酬、その他の契約条項または合意された変更に関するスケジュールに関して合意がなされていない限り、変更は、その時点までに合意された契約条件の枠組み内で実施されなければなりません。
- (2) 当事者がいずれかの当事者から要求された変更について合意に達しなかった場合、以下が適用されます。:

承認されるまで、お客様は変更を行うようリクエストする権利があります。変更リクエストは、テキスト形式で当社に送信されます。変更要求を調べ業務効率の範囲内で不当でない限り、顧客から要求された変更を受け入れます。変更要求を受け取ってから 14 日以内に、次のことを書面でお客様に通知します。:

- 変更要求は受け入れられ、契約の以前の規定に基づいて実行されます。
- 変更要求は、例えば 価格、実行期限など契約条項に影響を与えます。: この場合、変更を行うことができる条件を顧客に通知します。変更は、お客様が通知を受け取ってから 14 日以内に当社から通知された条件で変更を受け入れた場合にのみ実装されます。
- 実行可能性のための変更要求の検査には大規模な作業が必要です。この場合、変更作業の検査は、関係する作業の費用を支払う顧客に依存します。そのような場合、必要な時間と試験の費用を書面で顧客に通知する義務があります。顧客が試験の実施を書面で委託するまで、試験を実施するための注文は行われたとはみなされません。
- 変更要求は拒否されます。

受領から 14 日以内に変更要求に回答しない場合、変更要求は拒否されたと見なされます。

- (3) 作業を実施する際に、一般的に認められている試験方法と適用される法的規制を遵守します。契約の締結後に法律またはその他の規制変更された場合、新しい規制が導入された場合、または契約の履行に影響する新しい要件または変更された要件が発生した場合、たとえば、その後提出、修正された、または新しいメーカーの文書、工場標準、またはリスク評価から、また、顧客が適切なタイミングでこれをお知らせいただいた場合、これらの要件を可能な限り考慮に入れます。サービス契約またはサービスの注文で合意された報酬は、合理的な裁量で調整されます (§315 BGB)。特に、テスト、要員、および/または使用済みまたは新しいツールの変更された要件のコストを考慮します。

## § 5 受納

作業は完了後に引き渡されます。仕事の性質上、引き継ぎが除外されている場合、完了の通知が行われます。仕事の成果物は、仕事の完了と引渡しの後、または仕事の性質上引き渡しが必要な場合は仕事の完了の通知の後、受納される状態となります。顧客は、合意された期間内、妥当な期間内または遅くとも引渡し後 2 週間以内、または仕事の種類に応じて引渡し除外される場合は完了後に完了した仕事を受納しなければなりません。この期間は、仕事が完了したというお客様への書面による通知から始まります。顧客が書面での受納を宣言せず、まだ修正すべき欠陥を書面で通知しない場合、合意された受理期間の満了時に作品が受納されたとみなされます。仕事が完了したことを顧客に通知するとき、または仕事を引き渡すときに、この法的結果を顧客に通知します。

なパフォーマンスと見なされます。回避策は、ソースコードに干渉することのないエラーまたは誤動作の一時的な解決策です。

- (3) 必要に応じて、手直しの際にユーザー文書も適合されます。

2020 年 6 月から有効

## § 6 ソフトウェアの開発に関する補足規定

### (1) ソフトウェアの提供

プログラム修正を含むソフトウェアは、標準データキャリア上のオブジェクトコードの形式で、または Web サイトからのダウンロードとしてオンラインで提供されます。納入範囲には、アプリケーションのドキュメントも含まれます。顧客と当社の間で別段の合意がない限り、アプリケーションのドキュメントは、当社の裁量により、操作マニュアルまたはデータキャリアのいずれかで提供できます。ソフトウェアのソースコードまたは開発ドキュメントの転送は、別段の合意がない限り、義務の一部ではありません。

### (2) ソフトウェアの使用権

1. 当社と顧客との間で別段の合意がない限り、顧客は、提供されたソフトウェアの単純な使用権を、無期限に受け取ります。他の契約がない場合、使用権は、購入者がソフトウェアを単一の PC で使用する権利（シングルユーザーライセンス）またはマシンまたはサーバーでソフトウェアを使用する権利を与えます。ただし、ソフトウェア/ライセンスごとのソフトウェアへのアクセスは、同時に 1 人のユーザーまたは同意された数のユーザーにのみ許可されます。
2. 特に、契約上の使用に必要な範囲を超える複製に関する追加の権利は付与されません。エラーを修正する権利を除き、顧客はソフトウェアを変更する権利を有しません。顧客がエラーを修正する権利は、エラーの修正が以前に拒否されたか失敗した場合のみ適用されます。顧客によるソフトウェアのバックアップコピーの作成、および通常のデータバックアップの範囲内での複製により、ソフトウェアの意図された動作が許可されるようにします。ドイツ著作権法の 69e の規則に従ってソフトウェアを逆コンパイルすることは許可されています。
3. 提供されたプログラム修正の場合、顧客には元のプログラムバージョンの使用権が付与された使用権が付与されます。
4. ソフトウェアのラベリング、特に著作権表示、商標、シリアル番号などは、削除、変更、または認識不能にすることはできません。

## § 7 ソフトウェアの供給に関する補足保証条項

- (1) また、ダウンロード用の自動インストーラーでアップデートを提供し、発生する可能性のあるインストーラーの問題を解決するために顧客の電話サポートを提供することにより、欠陥を修復する義務を果たします。
- (2) 欠陥を修正する立場にない場合、または欠陥のない後続の配送を行う立場にない場合は、回避策を顧客に提供します。このような回避策は、ソフトウェアの機能またはプロセスの重大な障害につながらない限り、補足的